

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ レバレッジド・リースの個別通達を公表

Q : レバレッジド・リースの通達が公表されたようですが、内容を教えてください。

A : 売買取引とされない6つの要件が明らかにされています。

【解説】

国税庁は、このほどレバレッジド・リースの個別通達を公表しました。

この通達は、リース事業協会からの照会に答える形で、航空機等のレバレッジド・リース商品のうち課税上弊害がない（売買取引とされない）と判断される要件が6つ列挙されています。

具体的な要件は、以下のとおりです。

- (1) 減価償却費の損失先行計上割合が160%以下となること
- (2) リース期間終了時の残価が見込中古市場価額以下で、かつ、その資産の取得価額の45%を超えないこと
- (3) 貸し手側の課税所得のマイナス期間がリース期間の50%以下であること
- (4) 貸し手側の自己資金割合がその資産の取得価額の20%以上であること
- (5) 貸し手側のリース通算の課税所得がその資産の取得価額の1%以上であること
- (6) 匿名組合方式の場合の計算期間の統一

レバレッジド・リースにつき課税上弊害があるかどうかは、本来、個々の商品ごとに判断されますが、上記の6つの要件を全て満たしていれば、個別判断を待たずにリース取引が是認されることとなります。今回の通達は、これまでの取扱いとほとんど変更ありません。

